

千葉市社会的養護自立支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、里親等への委託又は児童養護施設等への入所措置を受けていた者で18歳(措置延長の場合は20歳)到達により委託又は措置解除された者の社会的自立の促進を目的に行う支援の実施に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、「社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」の第4(2)、(3)及び(4)に規定する事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、下記の各号に掲げる者とする。

- (1) 千葉市児童相談所長による入所措置(母子生活支援施設にあっては、市長による母子保護の実施)を解除された者を居住させる児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は母子生活支援施設(以下「施設等」という。)
- (2) 千葉市児童相談所長による委託措置を解除された者を居住させるファミリーホーム又は里親
- (3) 千葉市児童相談所長からの委託により、児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者(同項第2号に規定する満20歳以上義務教育終了児童等を除く。)を居住させる自立援助ホーム
- (4) 平成28年3月7日付厚生労働省雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」による事業(以下「貸付事業」という。)を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者で疾病等によりやむを得ず中退したものの

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者であって18歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者のうち、特に支援の必要性が高い

と市長が認める者とする。ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

(1) 施設等への入所措置(母子生活支援施設にあっては、市長による母子保護の実施)又はファミリーホーム若しくは里親への委託措置を解除された者(母子生活支援施設にあっては保護者を含む。)

(2) 千葉市児童相談所長からの委託により、児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者(同項第2号に規定する満20歳以上義務教育終了児童等を除く。)

(補助額の算出方法)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、別表の補助対象経費の項に掲げる経費とする。

2 補助額は、前項の経費の実支出額と別表の補助基準額の項に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

3 自立援助ホーム又は施設等において居住の場を提供する場合において、月初在籍の措置児童数に対象者数を加算した数が、地方公共団体の長が認可した定員(自立援助ホームにおいては地方公共団体の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員、暫定定員の定めがある場合には、その暫定定員、月初在籍の私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数をいう)を超えない場合は、居住支援費の補助基準額は0円と読み替えるものとする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市社会的養護自立支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合に

は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令という。」)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、第10条第1項による実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、速やかに市長に対して報告すること。この場合において、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に返還しなければならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合には、当該期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくこと。

- (9) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市社会的養護自立支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市社会的養護自立支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定したときは、千葉市社会的養護自立支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。
- 3 補助事業者は第7条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市社会的養護自立支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助事業の中止又は廃止を決定したときは、千葉市社会的養護自立支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、規則第12条の規定により補助金の実績報告をしようとするときは、千葉市社会的養護自立支援事業実績報告書（様式第7号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市社会的養護自立支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告）

第12条 第7条第5号の規定による報告は、消費税仕入控除額報告書（様式第9号）によるものとする。

（交付の請求）

第13条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市社会的養護自立支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市社会的養護自立支援事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉

市社会的養護自立支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

（返還の命令）

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市社会的養護自立支援事業補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

（届出事項）

第16条 補助事業者は、次の各号のいずれかの一に該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- （1）住所又は所在地、氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- （2）その他市長が必要と認めたとき。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助基準額
<p>支援を必要としている者に居住の場を提供し、自立のための支援を行うための経費（報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費）</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 居住支援費 当該年度の国庫補助基準額（児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について（平成19年12月3日付け厚生労働省発雇児第1203001号厚生労働事務次官通知）の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金交付要綱」別表の「社会的養護自立支援事業等」の項、「4 基準額」の欄中1（2）に規定する額）</p> <p>2 生活支援費 当該年度の国庫補助基準額（児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について（平成19年12月3日付け厚生労働省発雇児第1203001号厚生労働事務次官通知）の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金交付要綱」別表の「社会的養護自立支援事業等」の項、「4 基準額」の欄中1（3）に規定する額）</p> <p>3 学習費等 当該年度の国庫補助基準額（児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について（平成19年12月3日付け厚生労働省発雇児第1203001号厚生労働事務次官通知）の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金交付要綱」別表の「社会的養護自立支援事業等」の項、「4 基準額」の欄中1（4）に規定する額）</p>